

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N478
2010・12・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131(代) FAX 03 (5366) 1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

青法協弁学合同部会創立40周年記念レセプション(東京)

青法協弁学合同部会2010年度第3回拡大常任委員会(東京)を開催

我、日の丸を背負いて、国と闘えり—自衛隊過労死訴訟逆転勝訴報告……………土井浩之

監視ファイルはプライバシー侵害と認定し全面勝訴……………長尾詩子

— JAL 客室乗務員監視ファイル事件

シリーズ 格差・貧困問題③④

□「派遣切り」から「期間工切り」へ—ダイキン工業雇止め訴訟……………井上耕史

第14回人権研究交流集会ご協力のお礼と総括……………加藤丈晴



秩父夜祭



まで」。左から司会・上野格会員(51期・東京)
(17期・東京)、川口創会員(55期・あいち)



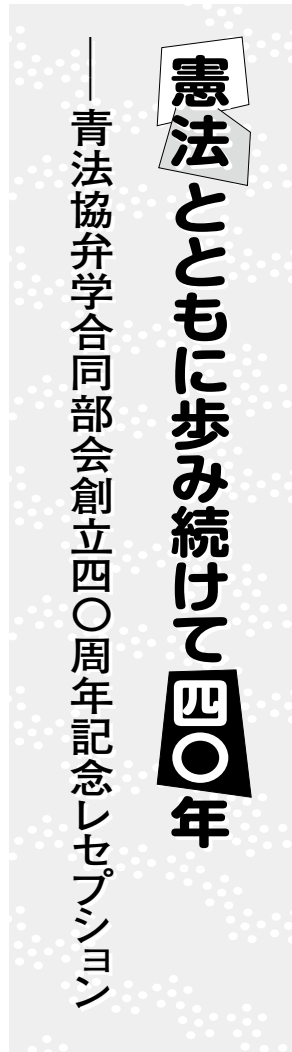
弁学合同部会初代事務局長の
鷲野忠雄会員(16期・東京)



講演をする小野寺利孝会員
(19期・東京)



長沼訴訟について質問する
鳥生忠佑会員(11期・東京)



鼎談を熱心に聞く参加者



若手からも渡部容子会員
(新62期・宮城)



元裁判官で現司法行政研究者の下澤悦夫会員（18期・岐阜）



森下弘会員（33期・大阪）



当時の状況が語られた鼎談「長沼からイラク」
福島重雄会員（11期・北陸）、榎本信行会員



美しい音色に聞き入る参加者



談笑する元弁学合同部会第19代議長の服部大三会員（27期・東京）、同第20代議長の田中重仁会員（28期・埼玉）、同第32代議長の立松彰会員（38期・千葉）



参加者を魅了した弦楽四重奏



弁学合同部会の40年を映像で再現

青法協弁学合同部会創立40周年記念レセプション(東京)

創立40周年を迎え さらなる発展に向けて確かな手応え

二〇一〇年二月三日、青年法律家協会弁護士学生合同部会創立四〇周年記念レセプションが、北海道から九州まで全国各地の会員九四名の幅広い参加を得て、東京・四ツ谷の主婦会館プラザエフで開催された。全国青年司法書士協議会・全国青年税理士連盟・日本民主法律家協会・自由法曹団・日本国際法律家協会など、日ごろ交流している諸団体からも出席いただいた。

一 第一部の幕開け

第一部(総合司会・安孫子理良会員(東京))は、鳥海準弁学合同部会議長による開会あいさつで幕を開け、来賓として、全国青年司法書士協議会の村上美和子会長が、ヤミ金対策などさまざまな分野で弁学合同部会と協力してきた歴史を述べられ、全国青年税理士連盟の片山泰宏会長は、「社会保障・税に関する共通番号制度」に触れつつ、真に国民のための租税制度をめざし奮闘していく旨を述べられた。

二 「点から線へ」の素晴らしい鼎談

鼎談「憲法訴訟と青法協」長沼からイラクまで」では、長沼ナイキ基地訴訟第一審で裁判長として違憲判決を書かれた福島重雄会員(北陸)

と、同訴訟代理人の榎本信行会員(東京)、自衛隊イラク派兵違憲名古屋高裁判決を勝ち取ったイラク派兵訴訟弁護団事務局長の川口創会員(あいち)が、上野格会員(東京)の司会の下で憲法訴訟を振り返り、それぞれの思いを語った。榎本会員は、砂川事件の伊達判決や恵庭事件から説き起こし、長沼事件で平和的生存権を具体的権利として主張した経緯を語った。

川口会員は、自衛隊イラク派兵訴訟において、自衛隊の派兵により日本が攻撃を受けるおそれがあり、平和的生存権が脅かされるという「加害による被害」という議論を打ち出した経緯を述べ、また、各原告の一人ひとりの思いを掘り下げるために、弁護団も全国各地に飛んで、膝を突き合わせて話を聞いた経緯を語った。そして、このことが判決文の「控訴人らは、それぞれ重い人生や経験に裏打ちされた強い平和への信念や信条を有しているものであり、憲法九条違反を含む本件派遣によって強い精神的苦痛を被ったとして、本件損害賠償請求を提起している

ものと認められ、そこに込められた切実な思い

には、平和憲法下の日本国民として共感すべき部分が多く含まれているということができ、決して、間接民主制下における政治的敗者の個人的な憤慨、不快感又は挫折感等にすぎないなどと評価されるべきものではない」という部分につながったと述べた。つまり、判決があえてここまで踏み込んだのは、原告それぞれの思いを掘り下げて一生懸命に裁判官に伝えたからだということを強調、さらに遡ると、「しかも、このような侵害は、いったん事が起きてからではその救済が無意味に帰するか、あるいは著しく困難になることもまたいうまでもない」という箇所を初めとする長沼判決の魂が、イラク派兵違憲判決につながった、と語った。

また、事実の積み重ねという点では、イラクの深刻な実態や、イラクで自衛隊が具体的にどのようなことをやっているかということ、川口会員の妻の田巻紘子会員が膨大な新聞の切り抜きをして、その積み重ねにより、事実を浮き彫りにさせたこと、さらに田巻会員が、「イラクの民間人の犠牲者六五万人」という数字にとどめず、一人ひとりの人生のこを生きたくウエットに涙ながらに法廷で訴え、裁判官に伝えたことが裁判官の心を動かしたのではないかと振り返

った。

福島会員は、長沼訴訟で、国が憲法判断を回避すべきと主張したのに対し、裁判長として、裁判所には憲法判断をする義務があると考えた理由として、憲法九八条一項が「憲法は国の最高法規」と謳っていて、憲法九九条が「裁判官は憲法を擁護する義務を負う」と謳っていることから、素朴に、憲法判断をしなければならぬと考えたと述べた。

川口会員は、最後に、「長沼・イラクの二つの違憲判決が出たことよって、長沼の『点』が『線』になった。これは、これからもつながる『線』だ」と述べ、今後ともこの『線』をつなげていく決意を宣言した。

福島会員は、平賀書簡などによる重圧について質問を受け、「外野席の騒がしい事件であった。しかし、耐えられないような圧力ではなかった。平賀氏からの書簡は、彼の個人プレーとは思わなかった。ただ、その後、最高裁がぐらついたのは残念だった」と述べた。また、「左遷の繰り返して大変な裁判官生活だったと思うが、一度提出した辞表を撤回した動機は何だったか」という質問に対し、福島会員は、「裁判は嫌いでないが、裁判所がなじめなかった。それで辞表を出した。ところが、意外に反響が大きくて、

これは今辞めるのはまずいなと思って、二〜三年後、ほとぼりが冷めてから辞めようと思った。しかしその後、宮本康昭裁判官再任拒否事件が起こり、せめて自分のような裁判官が裁判所に残らなければならないなと思った」と語った。

この他にも、ここでは書き切れないさまざまな貴重なお話を聴くことができ、未来につながる素晴らしい鼎談だった。

三 ミニ・リサイタルで美しい音色

次に、宇田川元子氏・辻井淳氏・梅原真希子氏・中村智香子氏らによる弦楽四重奏のミニ・リサイタルが行われ、モーツァルトの「アイネ・クライネ・ナハトムジーク」やドヴォルザークの「アメリカ」の生演奏で、その美しい音色は、慌ただしい日々を過ごしている参加者にとって穏やかな、そして心和むひとときとなった。

四 講演

「公害訴訟から政策形成訴訟へ」

第一部の最後に、小野寺利孝会員（東京）によ

る「公害訴訟から政策形成訴訟へ」と題する講演が行われた。

近時の政策形成訴訟である中国残留孤児国家賠償訴訟では、ほとんどの弁護士・学者から「この裁判、負けるよ」と言われたが、みんなでこの裁判をたたかっていたと決意し、一つでも勝てば何とかなる、との考えでたたかっていたことが披露された。

そして、大阪地裁で負けた時、各新聞が「冷酷な司法の判断」と評してくれたことをきっかけに、政治で解決をと決意したが、政治は動かなかった。しかしその後、神戸地裁で勝訴判決を得て、ようやく政治が動いた、とこれまでの経過が語られた。

五 第二部・記念パーティー

第二部の記念パーティー(司会・佐藤むつみ会員(東京))では、多くの方からの発言があり、紙面の関係ですべて紹介できないのが残念である。

最高裁の推し進める裁判官統制に抵抗し続けた元裁判官の下澤悦夫会員(岐阜)は、「弁学会

同部会」以前、裁判官部会があったことを述懐し、法科大学院生・修習生部会の中から裁判官になった人がぜひ裁判官部会を作ってほしい、と訴えた。

高山俊吉会員(東京)は、「裁判員いらなインコ」を見た女子高生が裁判員制度が廃止されたものと勘違いして「ああ、裁判員制度終わったのね、よかった」と言ったのを聞いて、いつそう裁判員制度を早く潰すべきとの思いを新たに、早く裁判員制度をつぶしたという祝賀会をもちたい、との思いを語った。これに対して、森下弘会員(大阪)が、「批判だけをしていたら制度は変わらない」と反論する一幕もあった。

渡部容子会員(ヒギナズ・ネット代表・宮城)は、司法修習生の給費制維持運動について、「最初数名で始めたのが、千人以上になった。法科大学院生や修習生は最初あきらめ気味であったが、だんだん変わっていった。声を上げることが重要。最後まであきらめずにがんばっていくことが大切。法律ができてしまったからもう駄目とあきらめては終わり。理不尽なことはおかしいとい続けるしかない」と力強く訴えた。

また、映像で見る「人権の砦として」青法協弁学会同部会の四〇年」が、青法協の歴史を

示す写真を映写しつつ、弁学会同部会の事務局を長年務めている土居美登さんの名解説ですすめられた。最高裁判所が青法協に対して攻撃をしてきた歴史が、特に印象的であった。

六 終わりに

全体を通して素晴らしい記念レセプションであり、青法協弁学会同部会が今後とも発展していくことを確信するとともに、発展させるために私たち一人ひとりががんばっていかねばならないと強く感じた(文責 下迫田浩司)。



裁判員制度の二年後の見直しの検討を 修習生の給費制復活維持の取り組み強化を確認

前日の青法協弁学合同部会創立四〇周年記念レセプションに続いて、二月四日、第三回拡大常任委員会が開かれました。会議では、裁判員制度の二年後の見直しや沖縄米軍基地問題、修習生の給費制復活維持の取り組みなどについて討議、さごくに、決議「沖縄県知事選の結果を踏まえ、日本政府は普天間基地の無条件撤去を求めよ」と改めて司法修習生の給費制復活継続を求める決議——給費制廃止の二年延期を踏まえて」をそれぞれ採択した。

一 司法問題について

冒頭、鳥海準弁学合同部会議長(東京)から開会のあいさつがあった。

司法問題の討議では、まず、本部司法問題対策委員会委員長の立松彰会員(千葉)から、裁判員裁判の実情として、近時、死刑求刑事件が相次いでいること、また、裁判員法附則九条に基づく、いわゆる「三年後検証」に向けての日弁連の取り組み

みが紹介され、弁学合同部会としても、ある程度テーマ、視点を絞って意見を述べたい、そのための具体的な取り組みとして、テーマを絞ったアンケートを実施したいとの提案がなされた。

その後、立松会員、米倉勉会員(東京)から、個別の死刑求刑事件についての報告がなされた。討議では、各会員から、自らの裁判員裁判の経験をを通じて感じた、裁判員制度の問題点が指摘された。

加藤寛之会員(千葉)からは、覚せい剤密輸の

事案で、税関職員の供述と明らかに矛盾する客観的証拠があるにもかかわらず、その点について判決でまったく触れられていなかったことが報告され、裁判員の事実認定能力の限界が指摘された。

原和良会員(東京)と吉田悌一郎会員(東京)からは、強制わいせつ致傷・強姦致傷の事案について、「被告人が不合理な弁解に終始」したことが被告人に不利な量刑事情とされてしまったこと、公判前整理手続では捜査手続の違法を主張したものの、裁判官から違法捜査論は裁判員の判断の対象外だと言われ、違法捜査論、証拠能力の問題を争点にできないという問題点と、同事案はきわめて複雑な事案であったため、裁判員が短期間の公判中に事実関係、争点を把握・理解できているのか大いに疑問があり、裁判官の説示に流されている可能性が高いとの問題点が指摘された。

阿部潔会員(宮城)からは、日弁連刑事法制委員会における議論の状況が報告され、また、裁判員制度が弁護人に過大な負担をかける制度となっているという問題点が指摘された。

1-1 憲法問題について

次に、憲法問題についての報告と討議がなされた。

1 沖縄米軍基地問題について

本部憲法委員会委員長の大山勇一(東京)から、沖縄の米軍基地問題についての報告がなされた。最初に一月二八日の沖縄県知事選、宜野湾市市長選の結果についての報告と分析に続いて、決議案「沖縄県知事選の結果を踏まえ、日本政府は普天間基地の無条件撤去を求めよ」についての提案と説明がなされ、各会員から、同決議案についての討議がなされた。

討論では、仲井真弘多県知事には「普天間基地の県外移転の公約を断固貫くことが求められる」との記述と無条件撤去を求めるという結論は矛盾するのではないかと意見が出された。これに対し松尾文彦事務局長(東京)から、仲井真知事に對しては、「少なくとも」公約は守るよう要求するが、抑止力論を前提とした県外移設では根本的な

問題解決にはならない、弁学会同部会としてはあくまで普天間基地の無条件撤去を求めるという趣旨であるとの説明がなされ、そのような趣旨がより伝わる字句に修正することが確認された。

2 国会議員の定数削減問題などについて

国会議員の定数削減問題に関連して、大山会員から、前回の参院選における一票の格差を違憲とする東京高裁判決を受けて、民主党が参院比例を全国一ブロックとする新たな制度を検討していることが報告された。これに対し萩尾健太(東京)から、二ブロック制自体は悪くないが、議員定数を削減することが問題であることが、加藤寛之(東京)からは、参議院については都道府県代表的な考え方も取り入れないと、人口の少ない沖縄県からは一人も議員が選出されないといった問題が生じるのではないかと意見が出された。

議員の歳費カットの問題については、関連する問題として加藤悠史(あいち)から、住民税減税・市議会議員の歳費カットをめぐる名古屋市長と同市議会の対立の問題について報告がなされた。

その他、憲法改正問題に関して、参議院の憲法審査会規定の制定が先送りになったこと、北沢俊美(防衛大臣)により、武器輸出三原則の見直しが主張されていることなどが報告された。

3 「日米安保と米軍基地」パンフレットについて

続いて、先日札幌で行われた第一四回人権研究交流集会の平和分科会の成果をまとめ、より多くの市民に普及するため、一般市民が親しみやすい形の、「日米安保と米軍基地」というテーマのパンフレットを、憲法委員会で作成する準備を進めていることが、大山会員から報告された。

さいごに、各会員から、弁護士会での普天間基地移設問題や比例定数削減問題などについての取り組み、各地の憲法ミュージカル、憲法フェスティバルなど開催の報告、各地での憲法問題に対する取り組みが報告された。

三 修習生・法科大学院生・学生支援

1 修習生・法科大学院生・学生支援について

最初に、本部修習生委員会委員長の笹山尚人(東京)から、修習生の現状についての報告がなされた。現在修習中の修習生のうち、現行六四期については一月集会は開催は困難であること、他方、新六四期については、多くの修習生が給費制維持を求めるピギナーズ・ネットの活動に参加し、ブレ研修参加者も多く、修習生部会の結成や七月集

会の準備も進捗しつつあるとの報告があった。

次に、各支部から修習生など支援についての報告があった。あいち支部では、第一四回人権研究交流集會に何人かの新六四期修習生と法科大学院生を同行したこと、懇親会の後に新六四期修習生が集まり、その場で七月集會準備會が結成されたこと、その場に法科大学院生も同席したことにより、修習生部會、七月集會の活動のイメージをつかんでもらうことができたなどの報告がなされた。

大阪支部からは、司法試験合格者を対象に、一〇月に「合格何でも相談會」を開催し、多くの合格者の参加があったこと、また、定期的に学生ゼミを開催し、毎回多くの学生・法科大学院生が参加していることが報告された。

京都支部からは、修習生については年々主体的に活動する修習生が減っていること、他方で法科大学院生は積極的に活動に参加していることが報告された。

2 修習生給費制復活維持の取り組み

まず、渡部容子會員（宮城）から、二月二六日に修習生の給与の貸与制実施を二年間延長する内容の改正裁判所法成立に至るまでの経緯と、今後の展望について報告がなされた。給費制の復活維持については、自民党内の反対論が根強く、また、みんなの党も強行に反対していること、さらに、

大手新聞が依然として給費制維持に反対する論調であることから、これらに対抗していくことが、今後の課題であるとの報告がなされた。

次に、笹山會員から、弁学合同部會が発行した給費制パンフレット「被害者はあなた！司法修習生「給与貸し出し」がやってくる！」の普及の要請と、「改めて司法修習生の給費制復活存続を求めた決議——給費制廃止の一年延期を踏まえて」案の提案と趣旨が説明された。

討議では、立松會員から、司法制度改革の旗振り役を担った大手新聞の論說委員が、給費制を突破口として司法制度改革全体が瓦解することについて強い危機感を持っている、そのため、大手新聞に司法制度改革にも間違った部分があったということを認めさせるような運動が必要であるとの意見が出された。

また、笹山會員からは、これまで弁学合同部會として、給費制の復活維持について十分な活動ができなかったという反省のもと、今後、他団体との連携なども視野に入れて、弁学合同部會として戦略を練り直したいとの意見が出された。

四 第一四回人権研究交流集會の総括

九月二五日・二六日に札幌市で開催された第一四回人権研究交流集會について、まず、現地事

務局長の加藤丈晴會員（北海道）から、全体の総括として、参加者は延べ六二三名で前回から四〇名ほど増加したこと、各分科会にも三〇名程度の参加者があったこと、全体会についても特にパネルディスカッションでの野村證券事件の当事者の報告が好評であったこと、全体として大成功といえる結果であったことが報告され、併せて、参加できなかった人に対して、第一四回人権研究交流集會の報告集を広く普及してもらいたいとの要請があった。

続いて、本部事務局長の笹山尚人會員から、収支報告があった。チケット普及については、現地の北海道をはじめ、各地が奮闘し、また直前一週間の本部による普及活動の成果もあり、十分な収入を得ることができたこと、その結果、今後発生する支出を考慮しても、ある程度の繰り越しが可能な見通しであることが報告された。

実行委員長である太田賢二會員（北海道）からは、今後の課題として、開催時期などについて、本部の指示に従うだけでなく、地元支部でもきっちり議論をした方がよいとの意見が出された。

五 さいごに

北村栄會員（あいち）から、青法協會員を増やすためには、新人弁護士登録を間近に控えた今、

この時期が大切であり、各会員は、青法協の会員が活躍している事務所に対し、事務所に入った新人弁護士の入会を促すなどの努力をしようとの提案が出された。

次に、「改めて司法修習生の給費制復活存続を

求める決議——給費制廃止の一年延期を踏まえて」案および決議案「沖縄県知事選の結果を踏まえ、日本政府は普天間基地の無条件撤去を求めよ」について、会議での議論を踏まえ、執行部から修正内容の説明がなされ、具体的な字句修正は執行部

に一任することを前提に、いずれも採択され、閉会となった。
(文責 高橋右京)

青法協弁学会合同部会二〇一〇年度第三回拡大常任委員会◎決議

沖縄県知事選の結果を踏まえ、

日本政府は普天間基地の無条件撤去を求めよ

普天間基地の撤去を重要な争点とする沖縄県知事選挙の投票票が二〇一〇年二月二十八日に行われ、仲井真弘多氏が当選した。

今回の選挙では、民主党は政権与党であるにもかかわらず、独自の候補者を立てることができず自主投票となったが、これは現政権が普天間基地の県内移設を推し進めようとしていることに沖縄県民が強く反対しているためであった。

また選挙では、普天間基地の国外移転を掲げる伊波洋一氏が四五・九九%を獲得し、五一・九七%を得て当選した仲井真氏も選挙直前に県外撤去要求に転じていた。

選挙結果は、普天間基地の県内たらい回しを許さないことが県民の願いであることを改めて鮮明にした。新知事となった仲井真氏には、基地の押しつけに苦しみ、世界一危険な基地と隣り合わせに生活している沖縄県民の願いを真摯に受け止めることが求められる。

しかし、「抑止力」論を前提に、日本のいずれかの土地に基地を移設することが必要であるとの立場では、県外移設につながらないことは、昨秋以来の現実が教えている。

青年法律家協会弁護士学者合同部会は、これまでも二〇〇九年一月一九日に「普天間基地の早

期無条件撤去を求める議長声明」(二〇一〇年五月四日に「日本政府は米国に普天間基地の無条件撤去を求めよ」と題する決議をあげ、普天間基地をはじめとする米軍基地の早期無条件撤去を求めた。基地の無条件撤去を求めることこそ、「どこ」が米軍基地の負担を引き受けるべきか」という議論を脱却し、真に普天間基地問題を解決する道である。

当部会は、日本政府に対し、今回の県知事選挙の結果を踏まえ、普天間基地の無条件撤去を堂々と主張して米国と交渉することを強く求める。上記決議する。

二〇一〇年二月四日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
第三回拡大常任委員会

改めて司法修習生の給費制復活存続を求める決議

——給費制廃止の一年延期を踏まえて

1、二〇〇四年の裁判所法改正により司法修習生の給費制度が廃止され、二〇一〇年二月一日から施行されていたところ、二月三日に閉会した臨時国会に「裁判所法の一部を改正する法律案」が提出され、二月二六日、同法案が可決された。

「裁判所法の一部を改正する法律」は、「法曹志望者が置かれている難しい経済状況にかんがみ、それらの者が経済的理由から法曹になることを断念することがないよう、法曹養成制度における財政支援に対する在り方を見直し」、「平成二三年一〇月三日までの間、暫定的に、司法修習生が、その修習に専念することを確保するための資金を国が貸与する制度を停止し、司法修習生に対し給与を支給する制度」を内容とする。

2、今回の「裁判所法の一部を改正する法律」の成立は、司法修習生の給費制度についての市民、各政党、国会議員の理解と協力のもとになしえたものであり、給費制度の復活をめざして取り

組みを行ってきた日本弁護士連合会、司法修習生に対する給与の支給継続を求める市民連絡会（以下、「市民連絡会」という）、そして何より、法律家になりたての弁護士や法律家をめざす人たちが構成されるビギナーズ・ネットの旺盛な活動によって勝ち取られたものであって、大きな運動の成果である。

青年法律家協会弁護士学者合同部会は、司法修習生に対する給費制度は復活させるべきとの立場から、今般の給費制度廃止の裁判所法施行に反対し、そのためにパンフレット「被害者はあなたへ司法修習生『給与貸し出し』がやってくる!」を作成し、その普及を行って、国民的世論を巻き起こす活動に取り組み、また、給費制度の復活をめざす市民連絡会にも参加してきたところである。

3、しかし、「裁判所法の一部を改正する法律」は、あくまで一年間、二〇〇四年改正裁判所法の施行を停止したにすぎず、このままでは二〇一二年二月から給費制度の廃止が施行される。

司法修習生の給費制度は、国民の資源によって司法修習生を司法修習に専念させ、弁護士法一条が弁護士について「基本的人権の擁護と社会正義の実現」を使命とすると定めているような、法律家の公的使命を学びとってもらう制度である。

その廃止は司法修習生の経済的打撃にとどまらず、国民が自ら、法律家による公的使命の実現を期待して法曹を養成することを放棄するものとなり、公的使命について十分な自覚をもたないまま、自らの経済的利益を公的使命に優先させる法律家を生むことにつながり、国民的損失をもたらすものである。

当部会は、改めて司法修習生の給費制度復活存続を求め、上記パンフレットの普及や市民連絡会への参加などをはじめとした、そのための活動にこれからもいっそう尽力することを表明する。

上記決議する。

二〇一〇年二月四日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
第三回 拡大常任委員会

我、日の丸を背負いて、国と闘えり

自衛隊過労死訴訟逆転勝訴報告

宮城 土井 浩之

一 事案の概要

二〇〇一年九月二日、アメリカでいわゆる同時多発テロが起きました。その二〇日後、宮城県の自衛隊駐屯地の通信室で、自衛官が死亡していたことが、朝出勤してきた同僚によって発見されました。亡くなっていたのはS自衛官、享年五二歳でした。

S自衛官の役職は、字数制限のため伝え切れませんが、野球で言えば、監督の下のヘッドコーチでもあり、独身寮の寮長や、遠征の手配などをするマネージャーも兼任しています。その上、人数が足りなかつたので、試合にまで出ていたという状況でした。

自衛隊の当初の認定でも、亡くなる一カ月の総労働時間が三〇〇時間を超え、残業時間も二二〇時間を超えています。日夜勤といって、朝から翌朝までの二四時間勤務が六回ありました。日夜勤業務に引き続き日勤業務をしていました。この日勤業務でも残業をしていたことが二回ありました(二四時間連続勤務)。

その中で、九・一一同時多発テロがあったわけですから、毒ガステロに備えて、防護マスクを常に携帯するなどのものしい警戒態勢がとられ、自衛隊内は一般以上に緊張が張り詰めていました。

それでも国が公務災害だと認めなかつたため、二〇〇七年五月、S自衛官の妻は、仙台地方裁判所に訴えを提起しました。

二 原審の争点

原審で、原告側は、人事院など国の認定基準文書を引用し、本件はこれに当てはまる事案だと主張しました。いつもの過労死の行政訴訟であれば、国の代理人がやっているような主張です。

国の主張は驚くべきものです。字数制限のため大胆に要約すると、命令されたらそれが正規勤務時間だ、二九〇時間の命令があれば、それを超えないと残業時間としないというものでした。

もう一つの国の主張の柱は、一つひとつの作業は過重ではないので、総じて過重な労働はない。したがって、仮に残業時間が一〇〇時間を超えても、過労死ではないというものです。そもそも部隊に残っていても働いていないとも言っていました。

国のためにわが身を投げ出して働いている自衛官とその遺族に対して、なんとという侮辱でしょう。ほかにも、行政認定では求めていない要件を付加してきたのです。

私は、国の主張としておかしいのではないかと、法務大臣を証人として申請することまで考えました。こちらは、国の行政認定基準を素直に解釈し

て主張しているのです。国は、行政認定基準を無視して主張を展開していたことになりません。

S自衛官の弟さんも元自衛官で、こちらの訴訟を支えていただいていたのですが、この方に対して私は、「国がするべき主張をしているのは、国ではなく我々だ。日の丸を背負っているのは国の代理人ではなくこちらこそだ」と励ましたものでした。

こうした裁判だったので、原審では、代理人を広げることができない事情もあり、代理人は私人でした。

三 原判決

原判決は敗訴でした。途中から、訴訟指揮も、S自衛官の弟さんの証人申請を却下されそうになったり、雲行きが怪しいといった、予兆みたいなものがあり、案の定敗訴でした。

ただ原判決も、月間三〇〇時間を超える残業は認定していたのです。働きもしないで部隊に残っているという馬鹿な話はないという痛快な認定もしています。ところが、判決文の最後の最後で、それぞれの仕事は軽微なので、過労死するはずはないというのです。

判決文を読んでいると途中から別の人格が介入して、結論だけが悪く変えられていたという印象を強く受ける判決でした。

四 弁護団の拡充

最初、原判決の本文を読んだとき、私も弁護士自体をやめたくありませんでした。裁判所、司法制度に対する希望がしおれはてしてしまった感じで、すべてがむなしくなりました。立ち直りのきつかけは、二日後に判決理由を読んで、そのあまりの理不尽さに無性に腹が立つてきたからです。

原告を説得し、弁護団の拡充を認めてもらい、呼びかけをしました。仙台弁護士会も八名の弁護士が名乗りを上げてくれました。なんと大阪からは波多野進先生も名乗りを上げていただきました。さらに波多野先生は、実働どころか中心メンバーとなつて活躍され、膨大な証拠資料の提供や、準備書面を起草していただきました。波多野先生が逆転勝訴の最大の功労者であることは間違いありません。特に波多野先生経由で作成していただいた労働科学研究所の松元先生の意見書は、そこにいたかのように公務の実態が書かれていて、驚きました。二〇〇九年二月、皆さんの善意で、仙台高裁でのたたかいが始まったわけです。

五 勝利判決

二〇一〇年一月二八日、判決の日、弁護団・原告で法廷に入りました。負けるはずがないという確信はありましたが、なんと言つても原判決のトラウマがあります。これほど緊張したことは記憶ありません。

「原判決を取り消す」。裁判長の判決読み上げは、最初意味が頭に入つてこなかったほど嬉しかったです。判決を読んで、さらに感動は高まりました。労働時間についても国の主張はとうてい認められないと明快に排斥しているほか、一つひとつの職務内容も大変だったのにそれを全部一人でやってきたということで、過重負担も真正面から認めてもらいました。そのほか、すべてにおいて一点の曇りない素晴らしい判決でした。字数制限が本当に残念です。

原告や亡くなったS自衛官にとって見れば、仙台高等裁判所の判決が出て、初めて、S自衛官がわが国のために誠心誠意、文字通り骨身を削って真面目に働いていたことを正面から認めてもらうことができました。格調高い素晴らしい判決でした。

一月二日の経過をもつて、この判決は無事確定いたしました。弁護士人生最良の出来事です。波多野先生を初めとする弁護団、ご協力いただいたすべての方、誰よりも、くじけずに最後までがんばりぬいた原告とS自衛官の弟さんに感謝の気持ちでいっぱいです。

監視ファイルはプライバシー侵害と認定し全面勝訴

— JAL客室乗務員監視ファイル事件

東京 長尾 詩子

二〇一〇年二月二十八日、JAL客室乗務員監視ファイル事件について、東京地方裁判所民事第一九部(青野洋士裁判長)は、全面勝訴の判決を出しました(本判決は、その後確定しました)。二〇〇七年二月の「週刊朝日」のスクープという特殊な経緯から始まった本件は、その後の訴訟手続きにおいても予想外の事態が多く続きました。会員のみなさんにご支援、ご協力いただいたことに感謝するとともに、訴訟の経緯をふまえ、判決の内容についてご報告します。

職場内外にわたる生活・行動を監視してプライバシーにかかわる個人情報収集し、二五八項目にわたってデータ化して集積した個人情報ファイル(以下、「監視ファイル」という)を作成しているとの報道でした。

一 事案の概要 ↳ 週刊朝日のスクープから始まった

二〇〇七年二月、「週刊朝日」の記事「社内スパイ暗躍!」(極秘 JAL客室乗務員監視ファイル)。「この記事から本件は始まりました。

ご存じのとおり、JAL客室乗務員の職場には、たたかう労働組合(以下、「CCU」という。従来

は「客乗組合」という名称でしたが、JALがJASを統合し両社の客室乗務員労働組合が合併した結果、新しく「CCU」との名称になりました)とJALが分裂労務政策のためにつくり保護してきた御用組合(以下、「JALFIO」という)の二つの組合があります。

「週刊朝日」のスクープは、JALがJALFIO執行部と手を組んで、約九〇〇〇名分の客室乗務員につき、OB・OGを含み、組合を問わず、

職場内外にわたる生活・行動を監視してプライバシーにかかわる個人情報収集し、二五八項目にわたってデータ化して集積した個人情報ファイル(以下、「監視ファイル」という)を作成しているとの報道でした。

「父親は教員、日教組」「父なし子を育てている」「死産」「悪党」「バカ」といった情報から、「休職発令間近」などJALしか知り得ない人事に関する情報、「強いJ/SU必要 某(注:実際のファイルでは特定個人名が入っています)MGRへ」といった活動的なCCU組合員は強いJALFIOの

職場内外にわたる生活・行動を監視してプライバシーにかかわる個人情報収集し、二五八項目にわたってデータ化して集積した個人情報ファイル(以下、「監視ファイル」という)を作成しているとの報道でした。

チーフの下に所属させるべきだといった情報などが記載されています。

JALの客室乗務員の職場で労務管理のための情報網が張りめぐらされていることを改めて思い知らされるとともに、ファイルに記載した人がのぞきみをして喜んでいるかのような、あまりにも品のない表現に愕然としました。



勝利判決当日の司法記者クラブでの記者会見
右端は安原幸彦会員(二〇一〇年二月二八日)

二 提訴とその後の訴訟進行

1 提訴

二〇〇七年二月二六日、客室乗務員一九四名(うち一名はJALFIO組合員、一九三名はCCU組合員)とCCUを原告、JAL・JALFIO・JALFIO客乗支部委員長経験者五名(うち一名は現職、四名は現JAL管理職。以下、「JALFIO役員」という)を被告とし、客室乗務員の個人原告は一名あたり人格権侵害(プライバシー侵害)に対する慰謝料・弁護士費用二二万円を被告全員に対し、CCUは団結権侵害を理由とした慰謝料・弁護士費用五五〇万円をJALに対し、それぞれ請求する損害賠償請求訴訟を提起しました(東京地裁第一九部合議 中西裁判長)。

2 JALの認諾!

第一回弁論期日、東京地裁一〇三号法廷でJALは、冒頭、突然に「事実関係は否認するが請求の趣旨は認諾する」と言い放ちました。法廷で事の真相が暴露されることを恐れて、お金を支払い訴訟当事者から逃げ出したのです。

その後、原告団との度重なる打ち合わせの末、個人原告が一万円請求の拡張を行い、個人原告が

JALFIOとJAL役員を相手にするという形で訴訟継続を図りました。

3 プライバシー侵害についての裁判官の無理解

プライバシー権は、「宴のあと」事件判決(東京地判昭和三九年九月二八日判決)で提示されて以降、判例学説の進展により、プライバシー侵害は私生活事実に限定されず、「他人にみだりに知られたくない個人情報」を保護対象とされてきました。また、プライバシー侵害は公表を要件とせず、あるいは情報収集行為自体をプライバシー侵害と位置づけてきました。さらには、個人情報保護の流れや、大学や職場においても個人情報の保護、プライバシーの権利が問われてきました。その過程で、自己情報コントロール権という概念も形成されてきました。

しかし、当時の中西裁判長の思考は、「宴のあと」事件判決からなかなか脱却できないままでした。弁論準備において、原告代理人にむかって、「私がここであなたの名前を手控えのメモに書いただけでプライバシー侵害なんですか」と発言し、明らかに請求棄却の心証を吐露しました。

弁護団は、前記のようなプライバシー侵害の到達点を示しつつ、本件に即してさらにプライバシー権、自己情報コントロール権、職場における自由な人間関係を形成する自由を進展させていく準

備書面を提出しました。

そして、目的が違法であり、手段が不相当性であり、組織的かつ大規模・長期間で、常に情報更新が前提とされ、相当数のJAL管理職やJAL FIO役員でデータが共有されてきたという、本件監視ファイルの特徴からして、本件監視ファイルの存在自体が、原告ら客室乗務員の人格権（プライバシー権、自己情報コントロール権、職場における自由な人間関係を形成する自由）を侵害するものであることを明らかにしていくことに注力しました。

4 会社側調査責任者の証言拒絶

原告側代理人は、原告数名、被告であるJAL FIO組合の責任者、個人被告全員のほかに、本件の調査に関わった会社側責任者の証拠調べを求めました。

中西裁判長は、この会社側責任者の証拠調べは不要との心証をちらかせながらも二応「保留」扱いにしていたのですが、原告証人尋問から交替した青野裁判長はこの会社側責任者を証人採用し、呼び出しを行いました。

これに対し、この会社側責任者からは、出頭しない旨の上申書が提出されました。

そうして迎えた証拠調べ当日、出頭しないかもしれないという予想に反して、会社側責任者は出

頭しました。そして、尋問の中でいくつかの質問に対して業務上の利益を理由に証言を拒否したのです。

原告側代理人は、本件については業務上の利益を理由に証言拒否はできない旨の主張を行い、審理の結果、証言拒否は不当である旨の決定を得て、再度、会社側責任者の尋問を行いました。

三 判決

1 判決をむかえるあたり

判決を前にいくつかの懸念がありました。

まず、会社が請求認諾をして、二二万円を支払っているため損害が填補されていると判断され請求棄却になるのではないかとこの点です。プライバシー侵害で二〇万円を超える損害が認定されている事例が少ない中、この請求認諾の与える影響は見逃ごせないと思っていました。

次に、中西裁判長が繰り返し発言していたことに現れているとおり、JAL FIOがファイルを外部に漏らしたという事実はないことが（なお、原告は週刊朝日のスクープについてはファイルが「使用」された事実としては主張しませんでした）、どう評価されるかという点です。

最後に、原告によってファイルの記載がさまざま

まであった点です。前記に例としてあげたように非常に酷い記載をされた原告もいれば、名前、住所、グループ、所属など個人情報報告しか記載をされていない原告もいました。酷い記載がある原告とそうではない原告との線引きがされるのではないかと懸念していました。

2 判決概要

しかし今回の判決は、会社とJAL FIO組合との組織的癒着までは認定しませんでした。監視ファイルの記載内容を問わず、監視ファイルの「作成」自体をプライバシー侵害と明確に判断し、すべての客室乗務員がプライバシー侵害を受けたと認定し、請求認諾を踏まえてもまだ損害は填補されていないとして、請求拡張した損害全額を損害として認めたのです。また、氏名など秘匿性の低い情報であっても、自己が欲しない第三者にみにだりに収集、保管または使用されない権利を認めただ点で、プライバシー権に関する裁判例の集大成たる歴史的意義を有する判決でした。

企業という閉ざされた空間の中で、監視ファイルによる労働者の権利侵害を認め、JAL FIO組合と歴代執行部の責任を正面から断罪した点でも、職場における人権侵害に苦しむ労働者の権利擁護を前進させるものです。

なお、本件原告弁護団は、東京南部法律事務所

から、船尾徹・安原幸彦・大森夏織・堀浩介・早瀬薫・長尾詩子と、さくら通り法律事務所から清水勉弁護士、リベラ法律事務所から小貫陽介弁護士をお招きし合計八名です。

四 今、JALでは

JALは二〇一〇年二月、会社更生法を申請し、

八月には更生計画が付議決定を受けました。JALの職場では、更生計画案に示された人員削減案の前倒し履行を理由に、今現在も退職勧奨に応じるまでフライトさせないという退職強要が公然と行われ、JALFIOに対抗する労働組合員をねらい撃ちにする整理解雇が企まれるなど、経営破綻の重大な原因である労使癒着、人権軽視の姿勢は変わりません。

これではJALの真の更生はありえません。JALの労働者は、この判決を期に、安全運航とより良いサービスを提供できる公共交通機関として真の再生を実現すべく邁進していく決意を固めています。
私たちも、会員のみなさまのご支援、ご協力を得ながら、事務所をあげてJAL労働者のたたかいを支えていくつもりです。

「派遣切り」から「期間工切り」へ —ダイキン工業雇止め訴訟

大阪 井上 耕史

一 事案の概要

ダイキン工業株式会社は、空調機・空気洗浄機

シリーズ
格差
貧困
問題
③4

および大型冷凍機の製造などを事業内容とする株式会社である。二〇一〇年三月現在、資本金は八五〇億三三四三万六六五五円、従業員数は単独で六三七九名、連結で三万八八七四名となっている。

ダイキンの堺製作所には臨海工場と金岡工場があり、かつて、業務請負会社が雇い入れた労働者が空調機の製造業務に就労していた。製造ライン

には請負会社を異にする労働者およびダイキン社員が混在し、組長と呼ばれるダイキン社員から指揮命令を受けて就労しており、いわゆる偽装請負の状態であった。朝礼や安全活動も、ダイキン社員、請負社員の区別なく実施されていた。本件の原告らも請負会社に雇い入れられ、六年から八年の長期にわたって工場で就労していた。

ダイキンは、二〇〇七年二月、大阪労働局から、労働者の雇用の安定を図ることを前提に違法状態を解消するよう是正指導を受けた。これを受けて、ダイキンは、二〇〇八年三月一日から、本件の原告らを含む三八二名の請負社員を有期契約で直接雇用した。しかし、その契約形態は、当初六カ月、その後一年、一年の更新で、最長が二年六カ月であり、三回目以降の更新はしないというものであった。

ダイキンは、二〇一〇年二月以降、二〇〇名以上を新たに有期契約で雇用して労働者に引継ぎをさせる一方、契約期間の満了となる二〇一〇年八月三十一日をもって、二〇三名もの有期契約労働者を雇止めにした。すなわち、有期社員の大量入替えが行われたのである。

これに対し、ダイキンの雇止めは無効であり、従業員地位確認等を求めて、四名の労働者が大阪地裁に提訴したのが本件訴訟である。

二 解雇権濫用法理の潜脱は明白

労働法上、期間の定めのない雇用についての解雇権濫用法理（整理解雇の四要件など）が確立さ

れているが、使用者はこれを潜脱するために有期雇用を用いてきた。これに対し、有期契約が反復更新されている場合や雇用継続の期待がある場合には解雇権濫用法理を類推するとして、雇用ルールの潜脱を許さない法理が確立されていた。しかし、近年、更新しない旨明示したことなどを理由に、解雇権濫用法理を潜脱する動きが広がりつつあり、かかる潜脱を許さない法理を確立することが求められている。

本件の原告らは、すでに六年ないし一八年にわたり受入れ企業において偽装請負状態で就労していたのであり、是正措置の際にダイキンは労働者の雇用の安定を図るべき義務があった。しかも、ダイキンの業績は好調であって、新たに二〇〇名もの労働者を雇い入れており、およそ人員整理の必要性がない。熟練労働者の首を切つて労働者を入れ替えるのであるから、企業活動としての合理性もない。

すなわち、本件は、解雇権濫用法理の潜脱を目的とした有期雇用契約であることは明白である。本件の有期の定めないし雇止めは、強行法規違反ないし公序良俗違反として無効と解すべきである。

三 「期間工切り」に対する取り組みを

偽装請負の摘発が行われた際に、受入企業側

では大量の労働者を有期雇用で直接雇用しているが、その際に本件と同様の手法が用いられ、現に、少なくとも企業でもつばら期間満了のみを理由とした大量雇止めが行われている。焦点は、「派遣切り」から「期間工切り」に移行してきている。

本件のような雇止めがまかり通るならば、解雇権濫用法理はその意義を大幅に失うことになりかねない。また、現在、労働者派遣法改正案が国会で審議されているが、本件の雇止めは、同時に有期雇用契約の規制も必要であることを浮き彫りにしている。

本件訴訟の帰趨は全国的にも大きな影響を与えることになる。全国の会員の皆さまには、本件訴訟に対する支援をお願いするとともに、各地で同様の被害に対する取り組みを強めていただきたいと思う。

「シリーズ格差・貧困問題」は、今回で終了させていただきます。

シリーズ

格差
貧困
問題

34



人権研究交流集会のさらなる発展と充実を —第14回人権研究交流集会のご協力のお礼と総括

第14回人権研究交流集会実行委員会
現地事務局長 加藤 丈晴

先日、第一四回人権研究交流集会の報告集が皆さまのお手元に届いたことと思う。報告集にもあるように、本集会は、のべ参加者数六二三名を集め大成功を収めることができた。これも会員の皆さまの多大なるご協力とご支援のおかげと感謝している。本稿は、二月四日に、東京での常任委員会に引き続いて開催された本集会の総括会議での議論をふまえて、本集会の総括をするとともに、今後の集会に向けた課題を整理するものである。

一 企画内容について

(1) 全体会
アンケートや法科大学院生の感想を見ると、問題提起型の企画として好意的に受けとめられている。特に、パネルディスカッションでの野村證券事件の話が好評だった。分科会の企画と連動させて深めることができればよかった。

(2) 分科会
分科会はいずれの企画も参加者に好評であった

が、費用がかかりすぎた(平和)、一方的な形で意見交換にはならなかった(外国人研修生問題)、パネリストの数が多すぎた(憲法三五条)、若手の弁護士士の参加が少なかった(情報公開)などの反省点も寄せられた。

二 広報について

チケットについては、一般券の売り上げが前回の名古屋集会よりも一〇〇枚以上多く(名古屋三八八枚→札幌四九三枚)、各種市民団体への広報と、

そこからの口コミがうまく機能した。

全体会では労働組合への広報、分科会では講師や講師の所属する団体を通しての広報(外国人研修生問題、情報公開、関係弁護士団への広報(アスベスト)、教職員組合をはじめとする教職員団体への広報(性教育裁判)が奏功した。

三 収支について

(1) 収入

弁護士協力券の普及は、一二〇〇枚という最終目標には届かなかったが、一〇〇〇枚という一次目標は達成した。支部や大規模事務所で一括購入していたことが大きかった。特に、北海道・三重・熊本は支部会員数を超える普及数となり、あいち・京都・宮崎・鹿児島も支部会員数の半数を超える普及数となった。大阪・兵庫県・群馬の各支部も奮闘した。

(2) 支出

未精算の報告集発行費および平和分科会の分担金の一部を除いて、黒字となり、次回集会への繰り越しが可能な見込みである。この要因は、分科会分担金が前回に比べて増えた一方で、ポスター・パンフレットの作成をしなかったこと、実行委員会経費として、旅費の支出が予想よりも少なかったこと、コピー機のレンタル代をメーカーにデモ機の提供を受けることにより節約するなどによ

る集会運営費の圧縮などにより支出が大幅に減少したことがあげられる。

四 今後の課題

内容面では、全体会のテーマが決まらないうと集会全体のイメージが見えないので、全体会のテーマ設定をできるかぎり早めに行うべきである。

運営面では、円滑な集会運営に大きく貢献した学生ボランティアの協力を、次回以降もぜひ得るようにすべきである。集会の動員にもつながるし、後継者対策としての意味も大きいからである。

広報・動員の面では、今回若手弁護士への参加が少なかったため、若手にどのように参加を呼びかけるかが今後の課題である。今回は若手への声かけが遅れたので、早めに個別の声をかけ、「お金がない」という若手にはボス弁に協力を要請する、実行委員会ニュースを精力的に発行する、同期会や同期旅行を企画してアピールするなどの方法が考えられる。

また、法科大学院生・修習生には参加費の支援を積極的に行うべきである。今回あいち支部が法科大学院生と合格者の希望者全員に参加費全額を支給したのは英断であった。今後もこのような取り組みを行うとともに、法科大学院生や修習生の参加しやすい時期に開催時期を設定することも必要であろう。

一般の方々については、各種市民団体にチラシやチケットを郵送するだけでなく、それらの団体を直接回って集会の意義を説明して協力を求めることも必要である。

弁学会同部会本部と現地実行委員会との役割分担の発想も重要である。現地はもっぱら集会の内容についての議論に集中せざるを得ない。その一方で、地方では全国各地への弁護士協力券への普及や集客依頼についてのノウハウをもたない。この点で、現地実行委員会と弁学会同部会本部との役割分担を一定明確にすることが必要だという意見があった。



▼今号は労働事件が多かったようです。労働者のプライバシー、雇止め、自衛官の過労死、いずれも大事なたたかいです。▼

先日、労働組合の役員と話をした時、最近、労働相談が減っていると聞きました。「派遣切り」に対するたたかいが盛り上がり、マスコミにも大きく報道された時からすれば、勇気づけられる労働者のたたかに触れることが減ったのかもしれませんが、あるいは、長引く不況の中で就職さえ難しく

最後に、インターネットをもっと活用すべきである。今回青法協のHPに集会のチラシが掲載されたのは、集会直前であった。独立サイトを開設し、ブログ形式で集会内容や準備状況を更新し、サイトから直接参加申し込みをできるようにすれば、弁護士・学生・一般市民いずれの参加ももっと伸びるものと思われる。

以上を参考に、次回の人権研究交流集会がさらに発展・充実することを祈ってやまない。

労働相談にまで至らないということもあるのかもしれませんが。▼他方、残業代不払いとかパワハラとかではなく、貧困ビジネスとか悪質商法というような労働事件が増えていくそうです。▼チラシまで一部まかないことを理由に労働者に過大な損害賠償請求をしたり、飲食店の店長をしてもらうと契約して負担や赤字だけを店長に押し付けたり……。消費者事件として検討すべき事件もあります。▼さまざまな事件を読める「青年法律家」。二〇一二年もよろしくお願い申し上げます。

(中川勝之)